

カテゴリーII 飛行(レベル3.5飛行)の 許可・承認申請について

国土交通省 航空局
無人航空機安全課
令和6年2月

令和5年10月に開催された第1回デジタル行財政改革会議を受け、
当局では**無人航空機による物資輸送やインフラ点検業務等の事業化促進**を
目的として、同12月に「**レベル3.5飛行**」制度を新設しました。

本資料は、レベル3飛行を実施されている事業者を対象に
「レベル3.5飛行」制度への理解を深めていただくとともに、
今後レベル3.5を用いた事業飛行の実施を検討いただきたく、
当該制度の内容、申請手続きについて平易に説明するものです。

本書の構成

- レベル3.5飛行について
- レベル3.5飛行の位置付けの整理
- 飛行申請の手続きについて

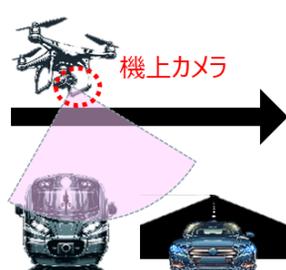
レベル 3.5 飛行について

下記は令和5年11月に開催された第2回デジタル行財政改革会議にて提示した、国土交通省の資料からの抜粋です。 ※一部を最新情報(令和6年2月時点)に更新

レベル3飛行では、飛行経路下に第三者が立ち入る可能性を排除できない場所においては、補助者の配置や看板の配置等の追加の立入管理措置が必要です。

レベル3.5飛行においては、このレベル3飛行で必要となっていた立入管理措置に関し、デジタル技術の活用(機上カメラ)、無人航空機操縦者技能証明の保有、及び保険への加入を条件として、それらの立入管理措置を撤廃し、道路や鉄道等の横断を容易化することができるものと致しました。

デジタル技術（機上カメラの活用）により補助者・看板の配置といった**従来の立入管理措置を撤廃**するとともに、操縦ライセンスの保有と保険への加入により、**道路や鉄道等の横断を容易化**。

事業者の要望	改革案【昨年12月に実施済み】
<p>従来のレベル3飛行の立入管理措置（補助者、看板、道路横断前の一時停止等）を緩和してほしい。</p> <p>(従来のレベル3飛行)</p>  <p>○補助者・看板等の配置 ○一時停止</p>	<p>レベル3.5飛行の新設</p> <p>により、従来の立入管理措置を撤廃</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦ライセンスの保有 ・ 保険への加入 ・ 機上カメラによる歩行者等の有無の確認 <p>〕</p>  <p>○補助者・看板等不要 ○一時停止不要</p>

※デジタル行財政改革会議（第2回）資料4「国土交通大臣提出資料」より抜粋し、一部を最新情報※令和6年2月時点に更新したもの

レベル3飛行を実施するにあたっては、下記の要件を満たすことが必要です

これらはレベル3.5飛行が実現された現在においても、レベル3飛行を実施する場合には変わらず要件を満たす必要があります。

全般的要件

第三者が立ち入る可能性が低い場所を選定（山、河川等）

十分な飛行実績を有する機体の使用

緊急時の対応手順策定等の飛行に応じた安全対策の実施

個別要件

第三者の立入管理（補助者の配置、看板での周知等）

自機周辺の気象状況の監視

有人機等の監視

自機の監視

操縦者等の教育訓練

レベル3.5飛行では、一定の条件のもと以下の要件が撤廃されます

レベル3.5飛行においては、上段レベル3飛行の要件のうち、補助者の配置や看板での周知等によって行われる「第三者の立入管理」に係る要件のみが撤廃となります。

つまり、「第三者が立ち入る可能性が低い場所を選定」等の、**これまでレベル3飛行に求められていたその他の要件についてはレベル3.5飛行においても必要になる**ものであるとご認識下さい。

全般的要件

第三者が立ち入る可能性が低い場所を選定（山、河川等）

十分な飛行実績を有する機体の使用

緊急時の対応手順策定等の飛行に応じた安全対策の実施

個別要件

第三者の立入管理（補助者の配置、看板での周知等）

自機周辺の気象状況の監視

有人機等の監視

自機の監視

操縦者等の教育訓練

一定の条件のもと、**補助者・看板の配置**といった**立入管理措置**を撤廃

デジタル技術の活用
(機上カメラ)

補助者・看板の配置といった
立入管理措置を撤廃

前提として、レベル3飛行においては飛行経路下における立入管理区画を設定しますが、これ自体はレベル3.5飛行についても同様に必要となります。

レベル3飛行では、立入管理区画への第三者の立入りを制限するために、補助者の配置や看板での周知等を行うことで無人地帯を確保していました。

レベル3.5飛行では、レベル3飛行で実施していた、**補助者の配置等による立入管理措置**で対応していた無人地帯の確保を代替する手段として機上カメラを活用します。

この機上カメラの活用により、飛行経路下、つまり事前に設定した立入管理区画が無人地帯であることを、地上に設置するモニター等を通じて確認可能な状態とすることで、レベル3飛行の要件と同様に無人地帯を確保できるものと考えます。

また、実施にあたっては、その飛行に際して想定されるリスクとその対策などの運航条件を事前に設定したうえ、その条件に基づいて飛行させる必要があります。

この点につきましては、後段の「飛行申請の手続きについて」のなかで説明します。

従来求められていた立入管理措置のうち補助者の配置や看板の設置等を、機上カメラによる確認に代替するものであり、**立入管理措置そのものが不要となるわけではありません。**

補助者の配置



看板の配置



機上カメラ



地上設備
(モニター等)



デジタル技術の活用に加え、一定の条件のもと道路等の横断飛行が容易化

前ページのデジタル技術の活用に加えて
操縦者技能証明の保有
保険への加入



道路や鉄道等上空の
横断を伴う飛行を容易化

レベル3.5飛行として移動車両等上空の一時的な横断を伴う飛行を行うためには、前頁のデジタル技術を活用(機上カメラ)することに加え、**無人航空機操縦者技能証明を保有し、第三者賠償責任保険に加入**していることを条件に、道路や鉄道等の上空の横断飛行の容易化、つまり、移動するクルマや列車等の移動車両等上空の一時的な横断を伴う飛行が可能となります。

無人航空機操縦者技能証明の保有

こちらは一等/二等の種別は問いませんが、レベル3.5飛行が目視外飛行を前提としていることを踏まえ、飛行させる無人航空機の種類、重量に対応したものであって、目視内飛行の限定解除を受けたものであることが必要です。

第三者賠償責任保険への加入

万が一、無人航空機の事故等によって第三者の負傷や交通障害等の事態が発生した場合においても、十分な補償できることが必要です。

具体的な補償金額については飛行の内容等によっても異なると考えられることから、必要な補償額を検討の上、実施事業者にて設定下さい。

前ページ記載のデジタル技術の活用(機上カメラ)によって飛行経路下の歩行者等の確認が可能である前提での運用となるため、操縦ライセンス保有/保険加入のみでは適用できません。



レベル3.5飛行の位置付けの整理

ここでは、レベル3.5飛行がどの飛行カテゴリーに分類されるのかに焦点を当てて整理します。

レベル3.5飛行は、「カテゴリーⅡ飛行(レベル3飛行)」に該当します

レベル3.5飛行は、山、海水域、河川・湖沼、森林、農用地等の人口密度が低い地域といった第三者が存在する可能性が低い場所※夜間含むで行うものであり、飛行経路下に歩行者等がない無人地帯であることをデジタル技術の活用(機上カメラ)によって確認することで立入管理措置を代替し、経路を特定したうえで行う飛行であることから、**カテゴリーⅡ飛行(レベル3飛行)に該当**します。

カテゴリーⅡ飛行(レベル3)

補助者や周知看板を配置する等の**立入管理措置を講じ**、飛行経路下が無人地帯であることを確認して飛行する



カテゴリーⅡ飛行(レベル3.5)

機体に搭載したカメラによって、飛行経路下に歩行者等がない無人地帯であることを確認して飛行する

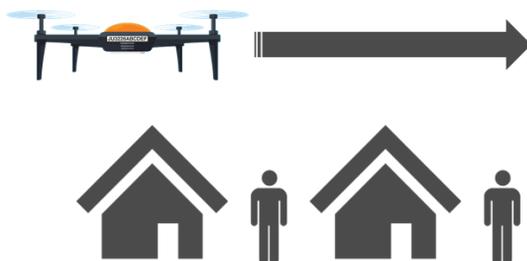


レベル3.5飛行は、「カテゴリーⅢ飛行」ではありません

カテゴリーⅢ飛行が立入管理措置を講じずに有人地帯で行う飛行(=レベル4)であるのに対し、レベル3.5飛行は飛行経路下に歩行者等がない無人地帯であることをデジタル技術の活用(機上カメラ)によって確認することで、立入管理措置を代替し、経路を特定したうえで行う飛行であることから、**カテゴリーⅢ飛行には該当しません**。

カテゴリーⅢ飛行(レベル4)

飛行経路下において**立入管理措置を講じず**、有人地帯で飛行する



カテゴリーⅡ飛行(レベル3.5)

機体に搭載したカメラによって、飛行経路下に歩行者等がない無人地帯であることを確認して飛行する



レベル3.5飛行は、「**カテゴリー II 飛行(レベル3飛行)**」に該当します

繰り返しになりますが、レベル3.5飛行は、山、海水域、河川・湖沼、森林、農用地等の第三者が存在する可能性が低い場所で行うものであり、飛行経路下に歩行者等がない無人地帯であることを確認して飛行することから、**レベル3飛行の一部に該当**します。

また、カテゴリー III 飛行が立入管理措置を講じずに有人地帯で行う飛行 (=レベル4 飛行) であるのに対し、レベル3.5飛行は無人地帯上空で行う飛行であるため、**カテゴリー II 飛行として整理**します。

そのため、以下について注意する必要があります。

- ✓ 一定の要件を満たすことにより、一時的な道路等の横断に限って移動車両等上空の飛行も可能とするものであり、**レベル3飛行と同様に歩行者等の第三者の上空の飛行を認めるものではありません。**
- ✓ 一定の要件を満たすことにより、従来求められていた立入管理措置のうち補助者の配置や看板の設置等を撤廃にするものであり、**立入管理措置そのものが不要となるわけではありません。**

カテゴリー II 飛行 (レベル3)	カテゴリー II 飛行 (レベル3.5)	カテゴリー III 飛行 (レベル4)
補助者や周知看板を配置する等の 立入管理措置を講じ 、飛行経路下が 無人地帯であることを確認し飛行する	機体に搭載したカメラによって 、飛行経路下に歩行者等がない 無人地帯であることを確認し飛行する	飛行経路下において 立入管理措置を講じず 、 有人地帯で飛行する

参考：無人航空機のレベル3とレベル4 飛行の違い

	レベル3 飛行	レベル4 飛行
飛行の形態	無人 地帯での目視外飛行 (第三者上空を 飛行させない →道路横断等について立入管理措置必要)	有人 地帯での目視外飛行 (第三者上空を 飛行可能 →立入管理措置不要)
飛行の要件	国土交通大臣の許可・承認※を受けていること ※ 安全管理対策(立入管理措置を含む)等について個別に確認 〔※第二種機体認証、二等技能証明を取得して行う場合は原則として国交大臣の許可・承認不要。〕	第一種機体認証+一等技能証明+国交大臣の許可・承認※を受けていること ※ 運航管理体制(リスク評価)を確認
安全管理の考え方	立入管理措置により飛行経路下に第三者がいない状況を確認することで、無人航空機が落下した際の第三者への被害等を防止	航空法に基づく機体の安全性認証、操縦者の技量確保、リスク評価等により安全を確保

※レベル3.5飛行は、飛行経路下に歩行者等がない無人地帯であることを確認して飛行するため、**レベル3飛行の一部**となります。

レベル3飛行における立入管理措置の内容(例)

- 補助者の配置** : 無人航空機の飛行経路下に第三者が立ち入らないよう注意喚起を実施
- 立入禁止区画の設定** : 柵等で飛行経路に第三者が立ち入らないよう物理的に立入を阻止
- 注意喚起の実施** : 看板等を配置
- ※1 : 無人航空機の飛行に携わる者以外を第三者として取り扱い(走行中の車両も含む。交通量のある道路横断時は一時停止を要する場合あり。)
- ※2 : この他一般的な飛行安全のガイドラインで高速道路や新幹線線路上空の飛行は控えるよう呼びかけ

飛行申請の手続きについて

現状は紙申請のみでの受付となりますが、今後DIPSでの受付にも対応予定です

レベル3.5飛行の申請手続きについては、ドローンの事業化を加速する観点から、
飛行申請手続きの簡素化、および短期間での許可・承認を実現します

上記を実現するため、レベル3.5の飛行手続きについては当面の間、通常とは異なる手続きにより行うものとし、下記2点の条件により、簡易な飛行申請を可能とします。

① レベル3.5飛行にかかる**運航概要の航空局との調整**

② 当局が定める**レベル3.5飛行用航空局マニュアル**※の使用

※無人航空機飛行マニュアル（夜間・目視外・30m・危険物・物件投下）機上カメラ装置により立入管理措置をとる目視外飛行-「レベル3.5飛行」等-

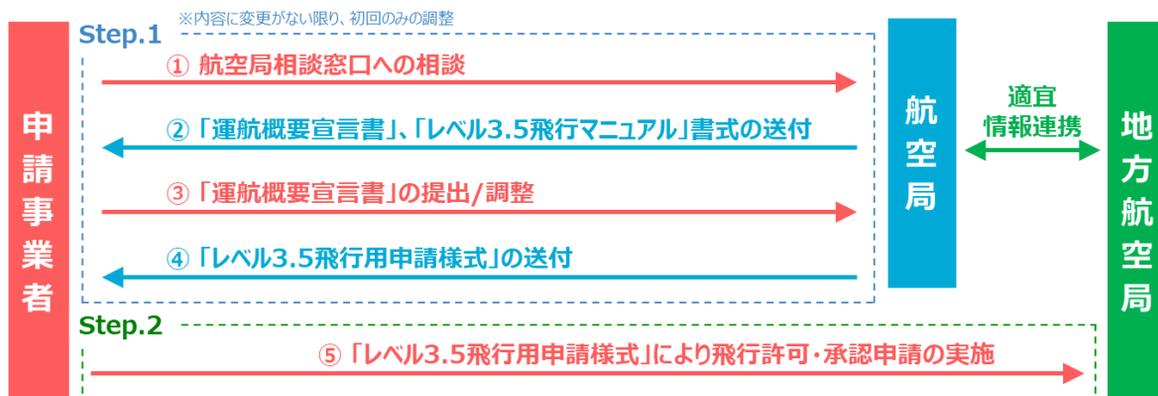
通常のレベル3飛行にかかる申請手続きにおいては、様式3種および別添資料8種の提出を求めていたところ、**レベル3.5飛行に関しては「運航概要宣言書」を提出いただくことで下表のとおり提出資料の一部を不要または簡素化します。**

通常の飛行許可・承認申請手続きに必要な書類		レベル3.5飛行に必要な書類
様式1	無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）	必要
様式2	無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書	必要
様式3	無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書	必要
別添資料1	飛行の経路	提出不要（後述）
別添資料2	無人航空機の登録記号等、製造者、名称、重量等	提出不要（後述）
別添資料3	無人航空機の運用限界等	提出不要（後述）
別添資料4	無人航空機の追加基準への適合性	必要※
別添資料5	無人航空機を飛行させる者一覧	必要
別添資料6	無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性	必要※
別添資料7	飛行マニュアル	提出不要（後述）
別添資料8	総重量25kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認	必要に応じて※

※各資料への記載事項も従来のものより簡素化されたものとします。

レベル3.5飛行にかかる飛行申請手続きの流れは、以下の2ステップです。
 各ステップの詳細は次頁にて説明致します。

Step.1	航空局と「運航概要宣言書」の調整を実施（下図①～④）
Step.2	地方航空局へ飛行許可・承認申請書を提出（下図⑤）

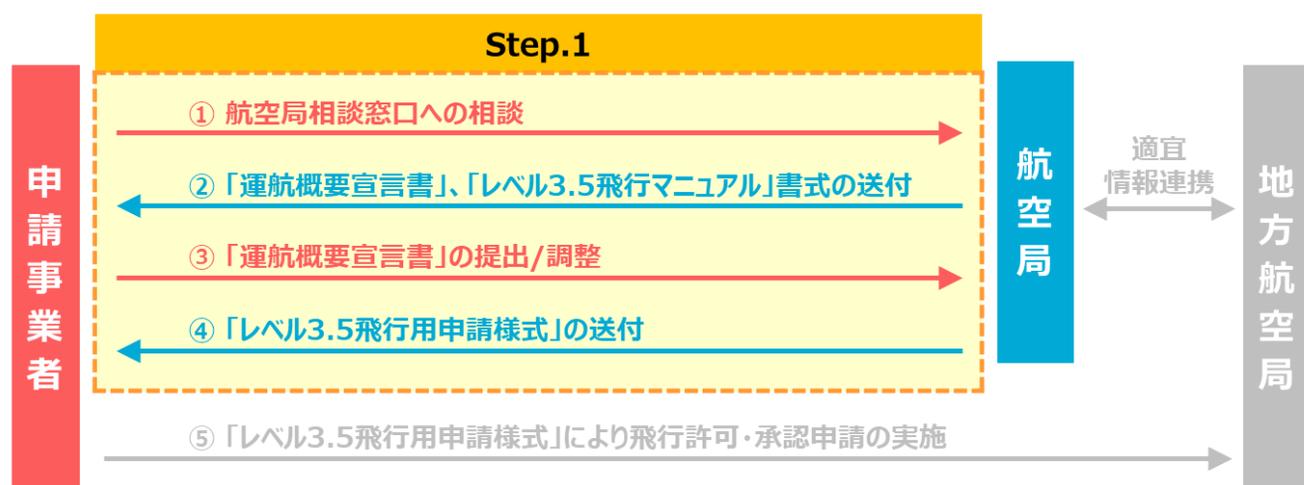


Step.1 航空局と「運航概要宣言書」の調整を実施

「運航概要宣言書」とは、実施しようとするレベル3.5飛行の概要や、操縦ライセンスの保有、保険への加入、機上カメラ等について、飛行に必要な要件を満たしていることを

申請事業者自らが担保し、申請事業者自らをして、それを航空局に宣言するものです。

これにより、申請手続きの簡素化、並びに審査期間の短縮を実現します。

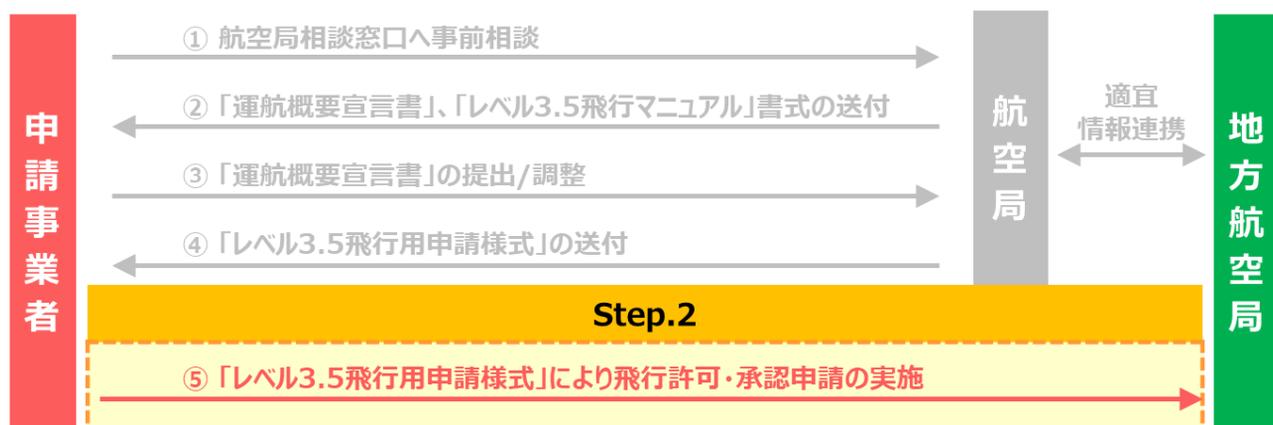


Step.2 地方航空局へ飛行許可・承認申請書を提出

「運航概要宣言書」の調整、および当該様式の航空局への提出が完了しましたら、航空局から送付される「レベル3.5飛行用申請様式」と「レベル3.5飛行マニュアル」を用いて、

東京航空局または大阪航空局へ申請書を提出下さい。

なお、「運航概要宣言書」は、内容に変更がない限り、**以降Step.1の対応は省略可能です。**



提出が不要となる資料においても、申請者にて作成し具備することが必要です

レベル3.5飛行にかかる飛行許可・承認申請手続きにおいては、これまでの説明の通り、下表の資料提出が不要となります。

提出が不要となる一方で、**申請にあたっては事業者で同等の資料を作成し、具備しておく必要があります**ので、ご注意ください！

※当局から別途提出を求める可能性があります。その際は速やかに提出していただきます。

通常の飛行許可・承認申請手続きに必要な書類		レベル3.5飛行に必要な書類
様式 1	無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリー II 飛行）	必要
様式 2	無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書	必要
様式 3	無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書	必要
別添資料 1	飛行の経路	提出不要（後述）
別添資料 2	無人航空機の登録記号等、製造者、名称、重量等	提出不要（後述）
別添資料 3	無人航空機の運用限界等	提出不要（後述）
別添資料 4	無人航空機の追加基準への適合性	必要※
別添資料 5	無人航空機を飛行させる者一覧	必要
別添資料 6	無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性	必要※
別添資料 7	飛行マニュアル	提出不要（後述）
別添資料 8	総重量25kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認	必要に応じて※

※資料への記載事項は従来のもより簡素化されたものとなります。

申請にあたっては**事業者で作成、具備すべき必要のある資料**は下表のとおりです。

レベル3.5飛行の実施に際し、作成が必要となる資料

レベル3.5飛行は、立入管理措置を実施して行う**従来のレベル3飛行に含まれる飛行形態**であり、飛行承認を受けるにあたっては、**レベル3飛行に必要な要件への適合を示す資料の作成**が必要です。
また、**飛行の安全を確保するための運航条件等を事前に定める**必要があります。

- 飛行に際し想定されるリスクを十分に考慮の上、安全な飛行が可能となる運航条件等を設定した資料
- 無人航空機の機能・性能及び飛行形態に応じた追加基準に関する基準適合状況を示せる資料
- 操縦者にかかる飛行形態に応じた追加基準への適合性について、過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料
- 飛行範囲、及びその外周から製造者等が保証した落下距離の範囲内を立入管理区画として地図上に示した資料
- 想定される運用により、十分な飛行実績（機体の初期故障期間を超えたもの）を有することを示せる資料

※注：上記資料は基本的に申請時の提出は不要ですが、別途、国土交通省航空局から求めがあった場合には提出が必要となります。

本書のポイント

レベル3.5飛行とは

レベル3.5飛行は、「カテゴリーⅡ飛行(レベル3飛行)」に該当します

- ✦ レベル3飛行で従来求められていた立入管理措置のうち、補助者や看板の設置等を、レベル3.5飛行では**機上カメラでの確認に代替するものであり、立入管理措置そのものが不要となるわけではありません。**
- ✦ レベル3.5飛行では、操縦ライセンスの保有、保険への加入により移動車両等(自動車、鉄道車両、船舶)の上空の一時的な横断を伴う飛行が可能となりますが、**歩行者等が飛行経路下に存在する状態(=有人地帯上空)の飛行は行えません。**

レベル3.5飛行の申請手続きについて

- ✦ レベル3.5飛行の申請にあたっては、**まず航空局へご相談下さい。**
- ✦ 申請事業者において、**自ら飛行に必要な要件を満足していることを確保し、その旨を「運航概要宣言書」としてご提出**いただくほか、レベル3.5飛行用航空局マニュアルをご使用下さい。
- ✦ 上記宣言書をご提出のうえ、**専用の申請様式にて地方航空局へご申請**下さい。
- ✦ 「運航概要宣言書」の内容に変更がない場合、個別の申請における宣言書の航空局との調整は不要です。

レベル3.5飛行の実施に求められる安全確保体制等

レベル3.5飛行の前提となる要件

レベル3.5飛行の実施にあたっては、特に下記3つの要件への適合が必要

- 機上カメラと地上に設置するモニター等の設備により、進行方向の飛行経路の直下及びその周辺に第三者の立ち入りが無いことを確認できることを事前に確認していること
- 移動車両等との接触や交通障害等の不測の事態に備え、十分な補償が可能な第三者賠償責任保険に加入していること
- 操縦者が無人航空機操縦者技能証明(飛行させる無人航空機の種類、重量に対応したものであって、目視内飛行の限定解除を受けたもの)を保有していること

レベル3.5飛行の実施に際し、作成が必要となる資料

レベル3.5飛行は、立入管理措置を実施して行う**従来のレベル3飛行に含まれる飛行形態**であり、飛行承認を受けるにあたっては、**レベル3飛行に必要な要件への適合を示す資料の作成**が必要です。

また、**飛行の安全を確保するための運航条件等を事前に定める必要**があります。

- 飛行に際し想定されるリスクを十分に考慮の上、安全な飛行が可能となる運航条件等を設定した資料
- 無人航空機の機能・性能及び飛行形態に応じた追加基準に関する基準適合状況を示せる資料
- 操縦者にかかる飛行形態に応じた追加基準への適合性について、過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料
- 飛行範囲、及びその外周から製造者等が保証した落下距離の範囲内を立入管理区画として地図上に示した資料
- 想定される運用により、十分な飛行実績(機体の初期故障期間を超えたもの)を有することを示せる資料

※注: 上記資料は基本的に申請時の提出は不要ですが、別途、国土交通省航空局から求めがあった場合には提出が必要となります。